

ブラウブリッツ秋田 剣道スクール規約

第1条 名称及び所在地

本剣道スクール（以下、「本スクール」という）は、ブラウブリッツ秋田剣道スクールと称し、NPO 法人ブラウブリッツ秋田スポーツネットワークが主催、運営を行い、本事務所を秋田県秋田市山王 3-1-7 東カンビル 1F に置きます。

第2条 目的

本クラブは、秋田県内の剣道の普及および技術向上に努めると共に、子どもたちの健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条 入会資格及び手続き

本スクールに入会するには、次の要件を備えていなければなりません。

- 1.本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること。
- 2.スポーツを行うに適した健康状態であること

第4条 入会金、年会費等

会員は、入会金 5,500 円、年会費 5,500 円、月謝（下記参照）で、一旦納金した各費用は、返金いたしかねます。なお金額は全て税込み価格となっております。

【月謝】

0 回～ 4 回 3,300 円

5 回～ 5,500 円

第5条 費用の支払い方法

本規約に基づく費用等の支払い方法は、入会の際にご登録いただいた銀行の預金口座からの自動引き落としとなります。入会後の口座振替手続きの完了の際から引き落としが開始となりますが、手続きが滞った場合はご自身でのお振込となり振込手数料もご負担いただきます。

第6条 遵守事項

会員は本規約を遵守するものとします。

第7条 活動期間

本クラブの活動期間は、原則として毎年 4 月から翌 3 月末までの 1 年間とします。開催は本クラブで定めた日とし、会員は月に任意の回数参加ができます。

第8条 連絡

本クラブから会員への連絡（休講、会場変更、イベントの案内など）は全て会員管理サイト「hacomono」にて行います。本サイトには入会時に必ず会員登録していただきます。

第9条 届出事項の変更

会員は、本クラブに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、会員管理サイト（hacomono）を通じて遅滞なく本クラブに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため本クラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、本クラブは一切責任を負わないものとします。

第10条 欠席

出席予定だったレッスンを欠席される場合は、レッスン開始1時間前までにスクール事務局までに hacomono を通じてご連絡ください。

第11条 スクール中の活動について

スクール活動中における他人への暴力、暴言など他者に不快な思いを与えないように十分にご配慮ください。また、施設の利用時間の関係で、前のクラスが終わるまでにお待ちいただく場合がございます。その際は前の活動に迷惑がかからないよう所定の場所でお静かにお待ちください。

第12条 退会

1. 会員が退会をご希望する場合は、退会希望月の20日までに会員管理サイト（hacomono）を通じてご連絡ください。
2. 退会を希望する月の20日までに退会の申し出がない退会希望者は、退会希望月の月謝1回分を支払うものとします。
3. 退会后、再入会される場合は改めて入会金を納入していただきます。例）6月末での退会希望の場合、6月20日までにご連絡ください。

第13条 継続

当スクールの一般の会員募集は小学校1年生から中学校3年生までとします。会員から退会の意志表示がない場合には、翌年度自動継続されるものとします。

中学校3年生の会員は該当年度の3月末をもって自動退会となります。

第14条 保険

会員は入会手続き終了後、スポーツ安全保険に加入となります。加入手続きは本クラブが行い、保険料負担は本クラブが負うものとします。傷害事故の場合における保険は加入する保険会社の約款通りとなります。

第15条 負傷時の処置

1. 本スクール生が、レッスン中に負傷した場合には、本スクールコーチ、スタッフが応急処置を行い、必要に応じ病院に搬送等、その状況に応じた対応をいたします。
2. 本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難、または本スクールの管理内であっても本スクール指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またはそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を負いかねます。

第16条 除名

会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他本クラブが会員として不適切と判断した者にたいして、本クラブ会員より除名することができるものとします。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断されたとき
2. 本スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
3. 言動などにより他会員や指導者とのトラブルを生じさせ、解決することが困難であると本クラブが判断したとき
4. 年会費・諸費用等を2ヶ月以上滞納または、連絡に応じない場合。（連絡に応じない場合勤務 先に連絡することがございます）

第17条 休講・閉鎖

本クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

第18条 免責

会員は、本クラブにおける盗難、粉失、傷害その他の事故について、本クラブに対して何ら損害賠償を求めないものとし、本スクールは賠償しないものとします。

第19条 写真・映像の使用.

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をブラウブリッツ秋田のホームページ、その他プロモーションに使用することがあります。諸事情により掲載不可の場合は、コーチまでお申し出ください。

第20条 個人情報の取り扱い

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱います。

第21条 付則

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができます。尚、本規約の変更について本クラブより変更内容通知又は、新会員規約を送付後にクラブに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第22条 発効 本規約は、2025年4月1日より発効するものとします。